

令和2年度

当初予算の概要

令和2年2月

企画振興部

令和2年度 企画振興部 施策体系

■ 県勢発展のための方策の推進

(1) 「第4次山形県総合発展計画」の推進

- 「第4次山形県総合発展計画」の普及及び効果的な推進
- 全国知事会等と連携した政策提案の実施
- 政府に対する提案活動の効果的な展開

■ 安全・安心で活力ある住みよい地域づくりの推進

(1) 市町村の実情に即した施策の展開の促進

- 市町村が活用しやすい市町村総合交付金の交付
- 市町村における公共施設等の整備を促進するための資金の貸付

(2) 県と市町村とのさらなる連携の加速

- 市町村における人口減少問題の克服と成長力確保に向けた県と市町村の連携による施策の展開

(3) オール山形での移住・定住の取組みの推進

- 首都圏の若者を主なターゲットとした、県・市町村・産業界・大学等オール山形での新しい推進組織の設立・運営等による移住・定住の取組みの強化

(4) 安心して住み続けられる活力ある雪国づくりの推進

- 新しい雪対策基本計画に基づく、冬期間の安全で安心な県民生活の確保や雪の利活用による地域活性化等のための総合的な雪対策の推進

■ 交通ネットワークの整備促進

(1) 広域交通ネットワークの整備促進

- 福島～米沢間トンネル整備の早期事業化及び奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた取組みの推進
- 県内鉄道の利便性向上に向けた J R 東日本や政府に対する要望活動の展開
- 県内空港の利用拡大や航空ネットワークの拡充に向けた取組みの推進

(2) 地域公共交通ネットワークの充実

- 県地域公共交通網形成計画の策定
- 路線バスやデマンド型交通等の地域公共交通の維持・確保や機能の拡充に向けた検討

■ ICTイノベーションの創出

(1) ICT（情報通信技術）の利活用によるイノベーションの創出

- AI、IoTなどの未来技術の進展を踏まえ、市町村、民間とも連携した、各分野におけるICTの利活用の普及・拡大に向けた諸施策の推進
- ICTを現場で活用できる実践的人材の育成
- 働き方改革に資するAIの活用やモバイルワーク等の推進

(2) 行政情報化の推進

- 県基幹高速通信ネットワークの運営管理及びセキュリティ対策の推進
- システム管理コスト等の削減に向けた県の情報処理システム基盤の再構築

■ 統計調査の分析や利活用の促進

(1) 統計利用の拡大に向けた取組みの促進

- 経済動向の把握・分析及び各種経済統計の作成
- 施策の企画立案に資する統計の研究分析
- 統計調査の利活用の促進

令和2年度企画振興部予算総括表 (総合支庁予算含む)

〔一般会計〕

1 課別予算額

(単位:千円)

課名	令和2年度当初		令和元年度当初		比較増減	
	予算額 A	一般財源	予算額 B	一般財源	予算額の差異 A-B	増減率
企画調整課	360,001	199,569	189,630	188,924	170,371	89.8%
市町村課	2,224,228	1,583,715	2,797,873	1,492,762	▲ 573,645	▲ 20.5%
総合交通政策課	583,159	519,319	624,566	563,469	▲ 41,407	▲ 6.6%
情報政策課	1,394,707	1,272,504	1,372,900	1,261,885	21,807	1.6%
統計企画課	750,352	24,967	451,755	26,464	298,597	66.1%
合計	5,312,447	3,600,074	5,436,724	3,533,504	▲ 124,277	▲ 2.3%

2 性質別予算額

(単位:千円)

区分	令和2年度当初		令和元年度当初		比較増減	
	予算額 A	一般財源	予算額 B	一般財源	予算額の差異 A-B	増減率
人件費	798,676	586,621	763,741	550,600	34,935	4.6%
一般行政費	4,214,092	2,819,671	4,357,451	2,777,511	▲ 143,359	▲ 3.3%
補助費等	2,683,218	1,488,899	2,802,058	1,437,731	▲ 118,840	▲ 4.2%
物件費	1,530,865	1,330,772	1,555,187	1,339,780	▲ 24,322	▲ 1.6%
積立金	9	0	206	0	▲ 197	▲ 95.6%
貸付金	0	0	0	0	0	-
投資的経費	299,679	193,782	315,532	205,393	▲ 15,853	▲ 5.0%
一般公共	105,897	0	115,139	5,000	▲ 9,242	▲ 8.0%
一般単独	193,782	193,782	200,393	200,393	▲ 6,611	▲ 3.3%
計	5,312,447	3,600,074	5,436,724	3,533,504	▲ 124,277	▲ 2.3%

〔特別会計〕

(単位:千円)

会計名	令和2年度当初		令和元年度当初		比較増減	
	予算額 A	貸付金	予算額 B	貸付金	予算額の差異 A-B	増減率
市町村振興資金特別会計	1,406,315	700,000	1,424,545	800,000	▲ 18,230	▲ 1.3%

令和2年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：企画振興部

■ 県勢発展のための方策の推進

(1) 「第4次山形県総合発展計画」の推進

(単位:千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	企画調整課	総合政策審議会費	2,070		・ 令和元年度末までに策定を予定している「第4次山形県総合発展計画」の進行管理等を行う総合政策審議会の運営
2	企画調整課	総合計画推進事業費	8,091		・ 「第4次山形県総合発展計画」の着実な推進を図るための県内各層からの意見聴取や県政アンケート等の実施
3	企画調整課	企画管理費 (総合計画関連経費)	2,007	拡充	・ 「第4次山形県総合発展計画」の普及啓発【新規】
4	企画調整課	全国知事会議等事務運営費	10,947		・ 全国知事会やふるさと知事ネットワーク等への参画による他都道府県と連携した政策提案の実施
5	企画調整課	政府の施策等に対する提案調整費	1,210		・ 県内市町村、経済団体等との連携による各府省に対する提案活動の実施

■ 安全・安心で活力ある住みよい地域づくりの推進

(1) 市町村の実情に即した施策の展開の促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
6	市町村課	市町村総合交付金交付事業費	402,419		・ 市町村が活用しやすい市町村総合交付金の交付
7	市町村課	市町村振興資金貸付事業費	700,000		・ 市町村における公共施設等の整備を促進するための資金の貸付

(2) 県と市町村とのさらなる連携の加速

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	市町村課	県・市町村連携加速事業費	11,101		<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が連携した取組みの展開 買い物支援、離島振興、ICT活用促進等

(3) オール山形での移住・定住の取組みの推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	市町村課	移住定住・人材確保戦略的展開事業費	170,489	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村・産業界・大学等オール山形で移住・定住策を一体的に展開する新しい推進組織の設立・運営【新規】 移住希望者に対する各種サービスや特典等の提供を行う仕組みの設定【新規】 暮らしや仕事、受入等の総合的な情報発信や相談対応 首都圏における移住・人材確保のためのイベントの開催や移住希望者を県内に繋ぐ機能の強化 市町村・JAと連携した移住者に対する食(米・味噌・醤油)の支援 移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助【新規】 東京圏から移住して県内中小企業等へ就職した者に対する支援金の給付

(4) 安心して住み続けられる活力ある雪国づくりの推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
10	市町村課	いきいき雪国やまがたづくり推進事業費	96,249		<ul style="list-style-type: none"> 市町村の克雪・利雪の雪対策を総合的に支援する「いきいき雪国やまがた推進交付金」の交付 広域除雪ボランティアの活動支援 快適な雪国暮らしの実現に向けた技術イノベーションの創出

■ 交通ネットワークの整備促進

(1) 広域交通ネットワークの整備促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
11	総合交通政策課	奥羽・羽越新幹線整備推進事業費	13,649		<ul style="list-style-type: none"> ・福島～米沢間トンネル整備の早期事業化に向けた取組みの推進 ・奥羽・羽越新幹線の整備実現に向けた県民機運の醸成及び政府への要望活動の展開
12	総合交通政策課	鉄道ネットワーク機能強化事業費	2,026		<ul style="list-style-type: none"> ・県内鉄道の利便性向上に向け、各種団体との連携によるJR東日本や政府に対する要望活動の推進
13	総合交通政策課	航空ネットワーク拡充事業費	162,891		<ul style="list-style-type: none"> ・山形空港及び庄内空港の利用拡大のための取組みに対する支援 ・庄内空港の新規路線定着に向けた取組みの推進
14	総合交通政策課	地域交通総合対策事業費 (山形県地域公共交通網形成計画策定事業)	20,000	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた「県地域公共交通網形成計画」の策定

(2) 地域公共交通ネットワークの充実

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
15	総合交通政策課	地域交通総合対策事業費 【再掲】	111,828		<ul style="list-style-type: none"> ・県民の生活交通手段となっているバス路線や車両の維持に係るバス事業者に対する支援
16	総合交通政策課	市町村総合交付金 (生活交通確保対策事業)	96,798 (番号6の内数)		<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス又はデマンド交通を維持する市町村に対する支援 ・広域的な地域公共交通の検討等を行う市町村に対する支援

■ ICTイノベーションの創出

(1) ICT(情報通信技術)の利活用によるイノベーションの創出

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
17	情報政策課	ICTイノベーション創出事業費	8,168		<ul style="list-style-type: none"> 県内産業の各分野でICTを現場の課題解決に活用できる実践的人材の育成
18	情報政策課	電子県庁推進事業費	98,839	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村との共同利用による電子申請サービス等の提供 業務効率化を図るためのAI会議録作成システム、モバイルPCの導入【新規】
19	情報政策課	先進ICT利活用推進事業費	21,121	新規	<ul style="list-style-type: none"> 産業、医療福祉、教育など県内各分野の事業者におけるICT利活用を普及・拡大するための産官学金からなる協議会の設置・運営 ICTを活用した新たな地域交通の仕組みの調査・検討

(2) 行政情報化の推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
20	情報政策課	山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理事業費	880,605		<ul style="list-style-type: none"> 効率的な行政運営推進の基盤となる県基幹高速通信ネットワークの運営管理 山形県・市町村情報セキュリティクラウドの運営管理
21	情報政策課	情報システム全体最適化推進事業費	250,403		<ul style="list-style-type: none"> 各業務システムの共通部分に係る運用・保守 管理コストの削減等に向けたシステム基盤の統合

■ 統計調査の分析や利活用の促進

(1) 統計利用の拡大に向けた取組みの促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
22	統計企画課	経済動向分析等事業費	1,118		<ul style="list-style-type: none"> 各種経済統計の収集・作成及び分析 県施策の企画立案に資するための各種研究会の開催等
23	統計企画課	統計調査事務費	3,852		<ul style="list-style-type: none"> 山形県統計大会の開催 統計グラフコンクール、夏休み親子統計教室の実施等

令和2年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和2年度分＞

◆ 条例案件 3件

番号	案件名	提案理由
議第49号	山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	基金の設置期間を延長するためのもの
議第50号	山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について	県議会議員の選挙において候補者が選挙公報に氏名等の掲載を受けようとするときの申請に係る掲載文及び写真の添付に当たり、電磁的記録によることができるようにするためのもの
議第51号	山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のためのもの

◆ 条例以外の案件 2件

番号	案件名	概要
議第72号	天童市と西村山郡河北町との境界変更について	関係市町からの申請に基づき、境界を変更するためのもの
議第77号	第4次山形県総合発展計画の策定について	本県の新しい県づくりの指針となる第4次山形県総合発展計画を策定するためのもの

令和2年2月定例会 議案説明会

＜企画振興部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
5,497,630	△601,035	4,896,595

2 主な内容

(1) 事業実績等により減額する事業（主なもの）

- | | |
|--------------------------|------------|
| ① 県議会議員選挙執行事務費 | △237,079千円 |
| ② 参議院議員選挙執行事務費 | △82,749千円 |
| ③ 移住定住・人材確保戦略的展開事業費 | △96,843千円 |
| ④ 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理事業費 | △81,974千円 |

山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一	1 一略一
2 この条例は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和2年6月30日</u> 限り、その効力を失う。

山形県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 山形県議会議員の選挙において候補者が選挙公報に氏名等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。</p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。</p>	<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 山形県議会議員の選挙において候補者が選挙公報に氏名等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。<u>この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。</u></p> <p>2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。</p>

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～14 一略一	一略一	1～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（19） 一略一	第1号から第9号まで及び第12号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号及び第11号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（1）～（19） 一略一	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）
16～37 一略一	一略一	16～37 一略一	一略一
38 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項及び次項において「法」という。）及び動	山形市	38 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項及び次項において「法」という。）及び動	山形市

物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1)～(8) 一略一

(9) 法第16条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理

(10)～(12) 一略一

(13) 一略一

(14) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の種類ごとの数等の届出の受理

(15) 法第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令

(16) 法第23条第1項（法第24条の4において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告

(17) 法第23条第3項（法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による措置命令

物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1)～(8) 一略一

(9) 法第16条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理

(10)～(12) 一略一

(13) 法第21条の5第2項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理

(14) 一略一

(15) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託

(16) 法第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令

(17) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告

(18) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わなかった旨の公表

(19) 法第23条第4項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令

<p>(18) <u>法第24条第1項</u> (<u>法第24条の4</u>において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求及び立入検査</p> <p>(19) <u>法第24条の2</u>の規定による第二種動物取扱業の届出の受理</p> <p><u>(20)</u>及び<u>(21)</u> 一略一</p> <p><u>(22)</u> <u>法第25条第1項</u>の規定による勧告</p> <p><u>(23)</u> <u>法第25条第2項</u>の規定による措置命令</p> <p><u>(24)</u> <u>法第25条第3項</u>の規定による措置命令及び勧告</p> <p><u>(25)～(43)</u> 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p><u>(20)</u> <u>法第24条第1項</u> (<u>法第24条の4第1項</u>において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求及び立入検査</p> <p><u>(21)</u> <u>法第24条の2第1項</u>の規定による勧告</p> <p><u>(22)</u> <u>法第24条の2第2項</u>の規定による措置命令</p> <p><u>(23)</u> <u>法第24条の2第3項</u>の規定による報告の要求及び立入検査</p> <p><u>(24)</u> <u>法第24条の2の2</u>の規定による第二種動物取扱業の届出の受理</p> <p><u>(25)</u>及び<u>(26)</u> 一略一</p> <p><u>(27)</u> <u>法第25条第1項</u>の規定による指導及び助言</p> <p><u>(28)</u> <u>法第25条第2項</u>の規定による勧告</p> <p><u>(29)</u> <u>法第25条第3項</u>の規定による措置命令</p> <p><u>(30)</u> <u>法第25条第4項</u>の規定による措置命令及び勧告</p> <p><u>(31)</u> <u>法第25条第5項</u>の規定による報告の要求及び立入検査</p> <p><u>(32)～(50)</u> 一略一</p>	<p>一略一</p>
<p>39及び40 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p>39及び40 一略一</p>	<p>一略一</p>
<p>41 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（特定行政庁が行うこととされるものを除く。）</p>	<p>山形市以外の市及び各町村</p>	<p>41 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの（特定行政庁が行うこととされるものを除く。）</p>	<p>山形市以外の市及び各町村</p>

(1)～(4) 一略一	
<u>(5) 法第11条の2の</u> 規定による浄化槽の 廃止の届出の受理 <u>(6)及び(7)</u> 一略一	
<u>(8)及び(9)</u> 一略一	
42～49 一略一	一略一

2 一略一

(1)～(4) 一略一	
<u>(5) 法第11条の2第</u> <u>1項の規定による浄</u> <u>化槽の休止の届出の</u> <u>受理</u>	
<u>(6) 法第11条の2第</u> <u>2項の規定による浄</u> <u>化槽の再開等の届出</u> <u>の受理</u>	
<u>(7) 法第11条の3の</u> 規定による浄化槽の 廃止の届出の受理	
<u>(8)及び(9)</u> 一略一	
<u>(10) 法第12条の5第</u> <u>4項(同条第5項にお</u> <u>いて準用する場合を</u> <u>含む。)の規定による</u> <u>協議及び同意</u>	
<u>(11) 法第49条第1項</u> の規定による浄化槽 台帳の作成	
<u>(12) 法第49条第2項</u> の規定による浄化槽 に関する情報の提供 の要求	
<u>(13)及び(14)</u> 一略一	
<u>(15) 法附則第11条第</u> <u>1項の規定による助</u> <u>言及び指導</u>	
<u>(16) 法附則第11条第</u> <u>2項の規定による勸</u> <u>告</u>	
<u>(17) 法附則第11条第</u> <u>3項の規定による措</u> <u>置命令</u>	
42～49 一略一	一略一

2 一略一